

富士第一小学校 P T A会則

※下線は主な変更箇所

富士市立富士第一小学校 P T A

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、富士市立富士第一小学校 P T A という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を富士市立富士第一小学校内におく。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、父母と教師が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福と成長をはかることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- 一 会員相互の研修をはかり、向上につとめる。
- 二 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活の安全をはかる。
- 三 児童の生活環境をよくする。
- 四 その他、必要に応じ活動する。

(活動方針)

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にそって活動する。

- 一 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
- 二 特定の政党・宗教にかたよることなく、また、専ら営利を目的とするような行為はおこなわない。
- 三 本会または本会役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
- 四 本会は、学校行政上の活動を指図し、その方針を統制しようとしてはならない。

(会員)

第6条 本会の会員資格は、次の通りである。

- 一 本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- 二 本校に在職する教職員。
- 三 本会の趣旨に賛同する者。

2 本会に入会する意思を持つ者は、「富士第一小学校 P T A 会則施行細則(以下施行細則)」に定める手続きを経て入会することができる。

3 本会の会員は、施行細則に定める手続きを経て、本会を退会することができる。なお、児童の卒業・転校もしくは勤務校の異動などにより会員資格を喪失した場合は、退会の手続きを経なくても退会したものとみなす。

(会費)

第7条 本会の会員は、施行細則に定める方法により、会費を納めるものとする。会費の額は理事会での決議を経て、総会で報告する。

(権利と義務)

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第9条 本会は、第5条第1号に定める団体及び機関に参加することができる。

第3章 経 理

(経理)

第10条 本会の活動に要する経理は、会費およびその他の収入によって支出され、事前に支出決裁を経るものとする。決裁の方法については、施行細則で定める。

第11条 本会の経理は、すべて総会において承認された予算にもとづいて行われる。

第12条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計に関する書類の保存期間は5年とする。

第4章 役 員

(役員)

第14条 本会の役員は、会長(1名)、副会長(若干名)、地区理事(各地区1名)、本部役員(3名以上)、監事(若干名)、会計(1名)、顧問(若干名)とし、このほかに一般役員を任意の人数、置くことができる。

2 会長、副会長、監事は、任期終了後に会員資格を喪失した場合であっても、資格喪失後、最初の P T A 総会までの期間、会長、副会長、監事を補佐することができる。

(役員を選出方法)

第15条 役員を選出方法は、次の通りとする。

- 一 会長、副会長、監事、顧問は、三役会で本部役員の中から候補者を決定し、理事会で議決した後に総会で会員に報告する。ただし、顧問に限り、元会員を候補者とすることができる。
- 二 本部役員は、会員の立候補を受け、三役会で候補者を決定し、理事会の承認を得る。立候補の方法及び候補者が規定の人数に満たなかった場合の選考方法等は、施行細則

でこれを定める。

三 地区理事、一般役員は、施行細則に定める各地区において、会員の互選によって決定する。

四 上記選出方法以外の選出をする際は、三役会でその方法等を決定し、理事会の承認を得る。

(役員任期)

第16条 役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員の生じた場合には補充することができる。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第17条 役員任務は、次の通りとする。

一 会長は、会を代表して会務を総括し、その責にあたる。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。

三 地区理事は、本会の企画運営にあたり、会員の代表として理事会に出席する。また、理事会の内容報告、役員選出等、地区PTAの運営に当たる。

四 本部役員は、各地区理事との連絡・調整を行い、PTA活動を実践するための事業を計画・実行する。

五 一般役員は、地区理事を補佐し、PTA活動を実践するための事業を実行する。

六 監事は、会計監査を行い、その結果を総会において報告する。

七 顧問は、本会の諮問機関であり、会長の要請で本会の運営、活動の助言を行う。

第5章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は次の通りとし、会長がこれを招集する。

- 一 総会
- 二 理事会
- 三 役員会
- 四 三役会

2 前項各号のいずれの会議についても、役員は必要に応じて会長に招集を求めることができる。

(総会)

第19条 総会は、本会の最高意思決定機関で、毎年1回定期に開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。いずれの会も、全会員の三分の一の出席がなくては議決することができない。

第20条 総会において次の事項を行う。

- 一 事業の報告及び決算の承認
- 二 会長、副会長、監事、顧問の報告
- 三 事業の計画及び予算、会費の承認
- 四 会則の改正
- 五 その他必要な事項

(理事会)

第21条 理事会は、総会に次ぐ意思決定機関であり、会長、副会長、地区理事、本部役員、顧問、事務局で構成する。理事会は、地区理事の三分の一の出席がなくては、議決、承認することはできない。

2 理事会では次の事項を議決、承認することができる。

- 一 決算案、予算案、会費の額
- 二 会長、副会長、監事、顧問の候補者
- 三 本部役員候補者
- 四 施行細則の改正
- 五 その他必要な事項

(役員会)

第22条 役員会は、会長、副会長、地区理事、本部役員、一般役員、監事、顧問、事務局で構成する。

2 役員会では、事業の計画及び報告案のほか、必要な事項を決定する。

(三役会)

第23条 三役会は、会長、副会長、本部役員、顧問、事務局で構成し、PTAの事業全般について決定する。

第6章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第24条 本会が会員から個人情報を収集する際は、収集目的、保存期間を明示しなくてはならない。また、収集した個人情報は、明示した目的以外に使用することはできず、いかなる団体、機関に対しても提供しない。

2 収集した個人情報は、施行細則に定めた保存期間中厳重に管理し、保存期間終了後は速やかに廃棄するなど漏えいの防止に努めなくてはならない。

附 則

1. 本会の施行細則は別に定め、この細則は、理事会において変更することができる。
2. 本会則は、令和5年4月1日より施行する。

改正	平成	3年	4月	1日	一部改正	平成	5年	4月	1日	一部改正
	平成	7年	4月	1日	一部改正	平成	14年	4月	1日	一部改正
	平成	23年	4月	1日	一部改正	平成	25年	4月	1日	一部改正
	平成	26年	4月	1日	一部改正	平成	27年	4月	1日	一部改正
	平成	28年	4月	1日	一部改正	平成	29年	4月	1日	一部改正
	平成	31年	4月	13日	一部改正	<u>令和</u>	<u>4年</u>	<u>10月</u>	<u>22日</u>	<u>一部改正</u>

富士第一小学校 P T A会則施行細則

(入退会の手続き)

- 第1条 富士市立富士第一小学校P T A(以下本会とする)に入会する意思を有する者は、別紙様式第1号に定める「入会届兼同意書」を事務局に提出し、事務局が受領した時点で入会が認められたものとする。
- 2 本会から退会する意思を有する会員は、別紙様式第2号に定める「退会届」を事務局に提出し、事務局が受領した時点で退会が認められたものとする。
- 3 3月末日の時点で会員である者のうち、4月1日以降も会則第6条第1項に定める会員資格を有する者は、前項の「退会届」を提出しない限り、4月1日以降も継続して本会に入会する意思を持つものとみなし、第1項に定める「入会届」の提出を要しない。

(会費の徴収等)

- 第2条 会費の徴収は、会員の同意を得た上で富士市に委任し、富士市が定める方法によって行うものとする。その際、入会を希望する者及び会員は、別紙様式第1号もしくは第3号に定めるいずれかの「同意書」を提出しなくてはならない。
- 2 会員は、毎年5月の富士市が定める日に1年分の会費を一括して支払う。年度途中に入会した者は、入会日の翌月分から会計年度末までの月割り分を、入会日の翌月から数えて最初の奇数月に支払うものとする。
- 3 退会を認められた者は、これまでに同人が支払った会費のうち、退会を認められた日の翌月分から会計年度末までの月割り分に等しい金額の返還を受けることができる。なお、会員から特別な申し出のない限り、第1条第2項に定める退会の手続きがなされた時点で、返還を求める意思表示がなされたものとみなす。

(決裁及び支出)

- 第3条 本会の支出決裁は、別紙様式第4号に定める書式によって行う。決裁は、P T A役員もしくは事務局が仰ぐことができる。
- 2 決裁の順序は、会計、教頭、校長、会長とするが、5万円未満の支出については会長の決裁は不要とし、校長が決裁できるものとする。
- 3 支出を行ったP T A会員は、速やかに事務局に報告すると共に、支出を証明する書類を提出しなくてはならない。支出を証明する書類が入手できなかった場合は、別紙様式第5号に定める「支払書」の提出をもって支出を証明する書類の提出に代えることができる。

(特別会計)

- 第4条 事業等の収益金は、学校の教育活動及びP T A活動等の充実を図る為特別に必要なとなる経費に充てるものとする。尚、会計報告は、別途に行う。

(地区)

- 第5条 本会を構成する地区は、川原宿、国久、浅間町、蓼原1、蓼原2・4・十兵衛北、蓼原3、蓼原5、塔ノ木、塔ノ木2、藤間、八幡町、富士町、平垣2、平垣3、平垣4、平垣北、平垣町、本町、松岡東、水戸島北、本市場、柚木、六軒町とする。
- 2 別紙様式第6号に定める「本部役員選出表」に記載された地区ないしグループの構成世帯数が5に満たなくなった場合、三役会は地区ないしグループの統合、再編を行い、理事会の承認を得るよう努めなくてはならない。

(役員を選出)

- 第6条 次年度の本部役員立候補を希望する会員は、8月末までにP T A役員もしくは事務局に申し出ることとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する会員は、立候補を行うことはできない。
- 一 次年度もしくはその翌年度に会員資格を喪失する会員
 - 二 会費の支払が認められない会員
 - 三 その他、会則第17条に定める役員の任務を十分に全うすることができないと認められる会員
- 2 三役会は、立候補を申し出た会員の中から候補者を決定し、理事会の承認を得るものとする。
なお、候補者として認めなかった会員に対し、三役会はその理由を明示しなくてはならない。
- 3 立候補者が規定の人数に満たなかった場合、三役会は地区理事に対し、第5条第2項に定める「本部役員選出表」に基づき、本部役員候補者の選出を求めることとする。求めを受けた地区理事は、10月末までに候補者を選出し、三役会に申し出なくてはならない。
なお、この方法で本部役員候補者の選出を求める場合、三役会は、構成世帯数が10に満たない地区ないしグループを選出の対象から除くことができる。
- 4 地区理事は、12月末までに次年度の地区理事を選出し、1月以降の理事会において報告しなくてはならない。また、地区理事は、地区の事情等を鑑み、必要に応じて一般役員を任

意の人数、選出することができる。

(PTA慶弔規定)

第7条 このPTA慶弔規定は本校PTA会員及び教職員並びに児童に該当するもので、次のとおり慶弔金を支払うことができる。

一 見舞いの部

ア 児童の特別な傷病(入院2週間以上)については、3,000円とする。

イ 火災のときは、5,000円とする。

ウ その他、支払うべき事案が生じた場合は、三役会で支払の可否及び金額を決定し、理事会で議決する。

二 弔の部

ア PTA会員死亡のときは、香料10,000円とする。

イ 児童死亡のときは、香料10,000円とする。

ウ その他、支払うべき事案が生じた場合は、三役会で支払いの可否及び金額を決定し、理事会で議決する。

(個人情報の取扱い)

第8条 本会が収集した個人情報は、会員間の連絡及び本会の活動以外には使用できない。第1条第1項及び第2項並びに第2条で定めた「入会届」、「退会届」、「同意書」の保存期間は次のとおりとする。

一 「入会届」は、提出日を保存期間の開始日とし、会員の退会日もしくは会員資格を喪失した日のうち早いほうを終了日とする。

二 「退会届」は、提出日を保存期間の開始日とし、退会した者が会則第6条第1号もしくは第2号に定める資格をいずれも喪失した日を終了日とする。

三 「同意書」は、第1号に準ずるものとする。

*この規約は、平成 5年4月1日に設置

平成14年 4月 1日 一部改正

平成23年 4月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正

令和 4年10月22日 一部改正